医療法第118条第１項の指定に係る派遣の実施に関する書類

地域の医療提供体制を確保するための派遣により、やむを得ず当該医師を長時間の労働に従事させる必要があることについて

|  |
| --- |
|  |

※医師派遣に係る業務類型を明らかにした上で当該業務内容に具体的に触れながら、連携Ｂ水準の適用が必要となる理由を記載のこと。

例）・分娩取扱施設における分娩対応件数

　 ・医師確保が困難な医療機関における宿日直業務

　 ・医師確保が困難なへき地の医療機関における救急医療等